

楽陽荘指定居宅介護支援 重要事項説明書

当事業者は介護保険の指定を受けています。
(香川県指定 第3770500035号)

当事業者は契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業者の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- 契約者の心身の状況や契約者及びその家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- 契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者と契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも、サービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業者の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	3
5. 当事業者が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	5
7. 苦情の受付について	6
8. 事故発生時の対応について	7
9. ハラスメント防止対策について	7
10. 身体拘束の制限・虐待防止について	7

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 みとし会
- (2) 法人所在地 香川県観音寺市柞田町甲1936番地
- (3) 電話番号 0875-25-8720
- (4) 代表者氏名 理事長 大西 千津子
- (5) 設立年月 昭和56年10月19日

2. 事業者の概要

- (1) 事業者の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業の目的 介護保険の理念に基づき、契約者がその有する能力に応じ自立した生活を送れるよう、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。
- (3) 事業者の名称 楽陽荘介護保険支援センター居宅介護支援事業所
指定 香川県 3770500035号
- (4) 事業者の所在地 香川県観音寺市柞田町甲1936番地
- (5) 電話番号 0875-25-0500
- (6) 事業者長 氏名 大西 千津子
- (7) 当事業者の運営方針
 - 1. 契約者が、要介護状態となった場合においても可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。
 - 2. 契約者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、契約者の選択に基づき適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様なサービス事業者の連携により、総合的かつ効果的に提供するように配慮し努めるものとする。
 - 3. 契約者の意思及び人格を尊重し、常に契約者の立場に立ち、契約者に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏することのないように、複数の事業者の紹介を行う等、公平・中立に行うものとする。
- (8) 開設年月 平成11年10月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 観音寺市
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月～金 国民の祝日及び12月31日～1月3日の年末年始を特別休暇とする。 (電話等により24時間常時連絡可能な体制である)
営業時間	月～金 8時30分～17時30分

4. 職員の体制

当事業者では、契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	員数
管理者	1名（兼務）
介護支援専門員	1名

5. 当事業者が提供するサービスと利用料金

当事業者では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業者が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されます。

（1）サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第10～11条参照）

〈サービスの内容〉

① 居宅サービス計画の作成

契約者の家庭を訪問して、契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように配慮し、居宅サービス計画を作成します。

※ 事業者の居宅サービス計画に位置付けた、6ヶ月間毎の訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の利用状況は、別紙にて報告します。

〈居宅サービス計画の作成の流れ〉

- 1 事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。
- 2 居宅サービス計画作成の開始にあたって、当該地域における複数の指定居宅サービス事業所等に関するサービスの内容、利用料等の情報を、適正に契約者及びその家族等に対して提供し、契約者にサービスの選択を求めます。
- 3 介護支援専門員は、契約者及びその家族等の置かれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- 4 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について契約者及びその家族等に対して説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。
- 5 契約者が、医療サービスの利用を希望している場合、又は医療サービスの必要性が生じた場合には、主治医等の意見を求め、その指示がある場合にはこれに従います。

② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

・契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③ 給付管理

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理表を作成し、香川県国民健康保険団体連合会に提出します。

④ 居宅サービス計画の変更

契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

⑤ 介護保険施設への紹介

契約者が、居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合、又は契約者が介護保険施設への入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

<サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、**契約者の自己負担はありません。**

但し、契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、サービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

◆ 基本報酬（1ヵ月）

居宅介護支援費 (I)	介護支援専門員1人あたりの担当件数が45件未満	要介護 1・2	1,086円
		要介護 3・4・5	1,411円

※ 退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの、利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合、必要なケアマネジメント業務や給付管理の為の準備が行われた時は、介護保険サービスが提供されたものと同等に扱う場合があります。

◆ 加算について

初回加算	・新規に居宅サービス計画を作成する場合 ・要介護状態区分が2区分以上変更された場合	300円
入院時情報連携加算 (I)	入院してから3日以内に、病院等の職員へ必要な情報提供をした場合	250円
入院時情報連携加算 (II)	入院してから4日以上7日以内に、病院等の職員へ必要な情報提供をした場合	200円
退院・退所加算 (I) イ	退院等にあって、病院等の職員と面談を行い必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合（退院等後に福祉用具の貸与が見込まれる場合は、必要時、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等がカンファレンス参加）	450円
退院・退所加算 (I) ロ		600円

退院・退所加算 (Ⅱ) イ	(Ⅰ) イ 連携1回	600円
退院・退所加算 (Ⅱ) ロ	(Ⅰ) ロ 連携1回 (カンファレンス参加による) (Ⅱ) イ 連携2回以上 (Ⅱ) ロ 連携2回 (内1回以上カンファレンス参加) (Ⅲ) 連携3回以上 (内1回以上カンファレンス参加)	750円
退院・退所加算 (Ⅲ)		900円
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院等の求めにより、職員と共に契約者の居宅を訪問しカンファレンスを行い、サービス等の利用調整を行った場合 (月に2回を限度)	200円
ターミナルケアマネジメント加算	在宅で死亡した契約者に対して、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上居宅を訪問し心身状況等を記録、主治医や居宅サービス事業者へ提供した場合	400円
通院時情報連携加算	契約者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師等に心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から契約者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合	50円

(2) 交通費 (契約書第10条参照)

通常の事業実施地域 (観音寺市) 以外の地区にお住まいの方で、当事業者のサービスを利用される場合はサービスの提供に際し、契約者等の同意を得た後、要した交通費の実費をいただきます。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

- ・介護支援専門員は常に身分証を携帯しています。必要な場合はいつでも提示をお求めください。

(2) 主治の医師および医療機関等との連絡

- ・契約者の不測の受診や入院等に備え、居宅介護支援事業者および介護支援専門員が医療機関に伝わるよう、介護支援専門員の連絡先を保険証又はお薬手帳等と合わせて保管する等の対応をお願い致します。
- ・入院時には、契約者又はその家族から、当事業者および介護支援専門員の名前を伝えていただきますようお願い致します。

(3) 介護支援専門員の交替 (契約書第9条参照)

① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように、十分に配慮するものとします。

② 契約者からの交替の申し出

支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができません。

7. 苦情の受付について（契約書第20条参照）

（1）苦情の受付

当事業者に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

① 苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 介護支援専門員 近藤 美和子

受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：00～16：00

② 第三者委員

〔社会福祉法人みとし会役員〕

高木 克志 観音寺市柞田町丙1288-1番地

電話番号 0875-23-0774

〔元市議会議員〕

高橋 紀一 観音寺市木之郷町1149番地

電話番号 0875-27-6505

③ 苦情受付ボックス

当事業者 1Fのエレベーター前に設置しています。

（2）行政機関その他苦情受付機関

観音寺市市役所 介護保険担当課	所在地 観音寺市坂本町1丁目1-1 電話番号 0875-23-3968 受付時間 9時～16時（月～金）
国民健康保険団体連合会	所在地 高松市福岡町2丁目3番2号 電話番号 087-822-7431 FAX 087-822-6023 受付時間 9時～16時（月～金）
香川県社会福祉協議会	所在地 高松市番町1丁目10番35号 電話番号 087-861-0545 FAX 087-861-2664 受付時間 9時～16時（月～金）
香川県健康福祉部 長寿社会対策課	所在地 高松市番町四丁目1番10号 電話番号 087-832-3268 FAX 087-806-0206 受付時間 9時～16時（月～金）

（3）苦情解決の手順

① 苦情受付制度の、契約者及びその家族等への周知

- ・施設内へ掲示、パンフレットの配布等で周知
- ・契約時に説明

② 苦情の受付（苦情受付担当者及び第三者委員）

- ・苦情内容、契約者の希望等の確認及び記録

③ 苦情受付の内容を、苦情解決責任者及び必要に応じて第三者委員へ報告

④ 苦情解決に向けての話し合い

- ・苦情解決検討委員会にて解決方法を検討

- ・苦情の結果や改善事項等の記録や確認
- ⑤ 苦情解決結果の公表
- ・事業報告書、広報誌等にて公表

8. 事故発生時の対応について（契約書第21条参照）

- ① 当事業者は、契約者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・契約者の家族等に連絡を行なうとともに、必要な措置を行ないます。又、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。
- ② サービスの提供時に、契約者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡します。
- ③ 当事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行ないます。
- ④ 当事業者は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入しています。

9. ハラスメント防止対策について（契約書第22条参照）

- ① 当事業者は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境作りを目指します。
- ② 職員におけるハラスメント行為を防止する為に、職員の指導・啓発に努めます。
- ③ 契約者及びその家族等が当事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。
- ④ ハラスメントが発生した場合は、速やかに再発防止に取り組みます。
- ⑤ 相談窓口は、事業所内に設けています。
- ⑥ ハラスメントの相談は、外部の相談窓口にご相談することができます。
 - (1) 観音寺総合労働相談コーナー（観音寺労働基準監督署内）
所在地：観音寺市観音寺町甲3167番地1 電話：0875-25-2138
 - (2) みんなの人権110番（高松法務局観音寺支局）
所在地：観音寺市坂本町5-19-11 電話：0875-25-4528

10. 身体拘束の制限・虐待防止について（契約書第23条参照）

- ① 契約者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、契約者の自由を制限するような身体拘束を行わない事を約束します。
- ② 契約者の人権の擁護・虐待防止のために、次の措置を講じます。
 - ・虐待防止に関する責任者を選定します。
 - ・定期的な研修等を通じて、人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
 - ・成年後見制度の利用を支援します。
 - ・サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市町村に通知します。

1 1. 非常災害時対策について

非常災害（火災・風水害・地震等）とその他緊急の事態に備え、必要な整備を整えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき定期的に訓練及び研修を実施します。

1 2. 感染症の予防及びまんえん防止について

感染症の発生や拡大を防止するための、委員会の設置と開催・指針の整備・研修等の担当者を定め取り組めます。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

居宅介護支援事業所 楽陽荘介護保険支援センター居宅介護支援事業所

説明者職名 介護支援専門員 氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

契 約 者

住 所 観音寺市 _____

氏 名 _____ 印

家 族

住 所 _____

氏 名 _____ 印

<重要事項説明書付属文書>

1. サービス提供における事業者の義務（契約書第12条～第13条参照）

当事業者では、契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
 - ② 契約者が、他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他契約者から申し出があった場合には、契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
 - ③ 事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。
- ※ サービス担当者会議など、契約者に係る他の介護予防サービス事業所等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

2. 損害賠償について（契約書第15条参照）

事業者の責任により契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

3. 契約の終了について（契約書第16条～19条参照）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の7日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第2条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業者との契約は終了します。

- ① 契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定又は要支援認定により契約者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合
- ③ 契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業者を閉鎖した場合
- ⑤ 当事業者が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ 契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) 契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第17条～第18条参照）

契約の有効期間であっても、契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ②事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ④事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第19条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①契約者及びその家族等が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②契約者及びその家族等が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけた場合、又はその恐れがあり、且つ事業者が通常の方法ではこれを防止できないと判断した場合
- ③契約者及びその家族等が、著しい不信行為（介護現場におけるハラスメント対応マニュアルに定義する、身体暴力（叩く等）及び精神的暴力（大声を発する、怒鳴る、SNS等を通じた誹謗中傷等）ならびにセクシャルハラスメント（必要もなく手や腕を触る等の行為を含む））を行い、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合